【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百十五条　削除

（改正前）

第百十五条　証券取引所は、第百十二条第三項の規定による登録をした場合、第百十三条第一項の規定による承認を受けた場合又は同条第三項若しくは前条の規定により上場を廃止した場合においては、遅滞なくその旨を当該有価証券の発行者に通知しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百十五条　証券取引所は、第百十二条第三項の規定による登録をした場合、第百十三条第一項の規定による承認を受けた場合又は同条第三項若しくは前条の規定により上場を廃止した場合においては、遅滞なくその旨を当該有価証券の発行者に通知しなければならない。